

重要事項説明書

社会福祉法人緑峯会 特別養護老人ホーム



セントポーリア愛の郷

(指定介護老人福祉施設)

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム セントポーリア愛の郷 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(平成 19 年 4 月 1 日指定 事業所番号 第 2870903230 号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

□■目次■□

1	施設経営法人	2
2	ご利用施設	2
3	施設の概要	2
4	事業の目的と運営方針	4
5	ユニット数及びユニットごとの入居定員	5
6	職員の配置状況	5
7	当施設が提供するサービスと利用料金	6
8	サービス提供における施設の義務	28
9	施設利用の留意事項	28
10	その他の施設ご利用に際して	30
11	施設を退居していただく場合（契約の終了について）	30
12	契約者が病院等に入院された場合の対応について	31
13	看取り介護について	31
14	契約終了後居室を明け渡さない場合	32
15	身元引受人	32
16	事故発生時の対応	33
17	苦情の受付について	33

平成 25 年 10 月 19 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 8 月 1 日改正

平成 26 年 2 月 1 日改正

平成 30 年 8 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 3 月 22 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 16 日改正

平成 27 年 8 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

平成 27 年 9 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 10 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 11 月 11 日改正

令和 3 年 8 月 1 日改正

平成 28 年 7 月 19 日改正

令和 3 年 12 月 16 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 2 月 6 日改正

令和 6 年 6 月 1 日改正

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 緑峯会
(2) 法人所在地 兵庫県西宮市山口町上山口 1584-1
(3) 代表者氏名 理事長 北嶋 勇志
(4) 電話番号 078-907-1165
(5) 設立年月日 平成 17 年 12 月 8 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(平成 19 年 4 月 1 日指定 事業所番号 2870903230 号)
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム セントポーリア愛の郷
(3) 施設の所在地 兵庫県西宮市山口町上山口 1584-1
(4) 施設長名 北嶋 勇志
(5) 電話番号 078-907-1165
(6) FAX 番号 078-907-1166
(7) 開設年月日 平成 19 年 4 月 1 日
(8) 入居定員 特養 110 名
ショート 10 名

3. 施設の概要

(1) 土地建物

建築面積	2,308.90 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 延床面積 6,091.42 m ²
敷地面積	8,869.84 m ²

(2) 居室

居室の種類	数	備考
個室（一人部屋）	110 室（特養）	洗面台、ベッド、トイレ、アコーデオンカーテン、遮光カーテン、エアコン、収納棚、テレビ用アンテナ付き

(3) 居室・食堂・機能訓練等の面積

居室	1 室あたりの最大定員	1 人
	利用者 1 人あたりの最小床面積	13.25 m ²
食堂と機能訓練室の合計面積		415.23 m ²
廊下	片廊下の幅	1.8m
	中廊下の幅	2.7m

(4) 主な設備

設備の種類	数	備考（主な設備器具）
食堂・居間	12 室	冷蔵庫・IH・電子レンジ
特別浴槽浴室	1 室	車椅子浴槽・寝台浴槽
個人浴室	12 室	個別浴槽
医務室	1 室	
機能訓練室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必要な義務づけされている施設・設備の概要です。

(5) 施設の周辺環境

閑静な住宅街と、豊かな緑に囲まれた、穏やかで、心安らぐ大変環境の良い場所となっております。

(6) 交通手段

『お車でお越しの際』

●中国自動車道西宮北 IC より 1.8km

県道 15 号線岡場交差点を東へ、3 つ目の信号を右折、S 字カーブを上って、つるやカントリークラブ西宮北コース入口の手前を右折する。

●阪神高速 7 号北神戸線西宮山口南出入口より 1.3km

『電車でお越しの際』

●神戸電鉄三田線岡場駅からバスで 5 分

神鉄岡場駅 阪急バス停留所 44 系統のうち西宮名塩行きで、すみれ台 2 丁目バス停下車。徒歩 1 分。

●JR 福知山線西宮名塩駅からバスで 30 分

JR 西宮名塩駅 阪急バス停留所 43、44、73 系統のうち、山口営業所前行きのバスで、すみれ台 2 丁目バス停下車。徒歩 1 分。

●阪急西宮北口駅からさくらやまなみバスで約 60 分

阪急西宮北口駅 阪急バス停留所 名来・有馬系統行き
さくらやまなみバスですみれ台 2 丁目バス停下車。徒歩 1 分。

(7) 一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会が実施するサービス評価事業の実施の有無 実施有り

評価実施日：平成 21 年 12 月 11 日

公表状況：平成 21 年度特別養護老人ホームサービス評価事業報告書を 1 階地域交流
ラウンジに置いております。

(8) 福祉サービス第三者評価事業の実施の有無 実施無し

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

- 私たちはご利用者の人権を尊び、真心をこめて満足していただける福祉サービスを提供します
- 私たちは、老人を含めたさまざまな人たちが、人それぞれに能力の違いがあることを、ありのままの姿で受け止め、支えあい助け合いながら豊かな人生を送ることを心から願います
- 私たちは、多くの人との関わりの中で、人生を豊かにし潤いを与えると同時に、お互いに必要とし必要とされることに喜びを感じられる社会を心から願います
- 私たちは、知りえた専門知識を実践し、私たちにできる能力を最大限に発揮し、一人ひとりの尊厳を守り、地域と協力し、暖かい日々の交流の中で生きがいを感じ、全ての人たちの優しい微笑のある、安らかな生活を育む人間中心の福祉文化の創造に努めます
- 地域のニーズに根ざした運営を行うと共に、福祉教育の場を提供し、次代を担う人的資産を開発し、実践のできる場を提供し、地域に開かれた施設として、地域と共に福祉の時代を創造します
- 私たちは、福祉の専門家集団として日々勉強を続け、「今日よりも明日の自分をもっと素晴らしい」を合言葉に、新たな知識と技術を習得し、今までを継続するのではなく、現状を否定し、新たな成長を続ける福祉の心を実践します
- 私たちの力はささやかで限りがありますが、一人ひとりの小さな愛のネットワークによって支えられたセントポーリアの可憐な花を「愛の郷」一面に咲かせます

(2) 施設運営の方針

【利用される人たちへの満足いくサービスを提供する】

- 生活する上で、安全で快適な、しかも丁寧なサービスを提供します
- 利用される人とその家族の思いを大切に、利用される人がしてほしいサービスを行います
- いつも愛されるスタッフであり続ける努力をします

【事業の運営においてはオープンな施設を目指す】

- 満足いくサービスを行うための適切な人員配置をします
- スタッフの人材育成のための研修を行います
- 危機管理意識を持って運営します
- 苦情相談窓口を設置します
- 情報公開を行います
- 第三者評価を推進します

5. ユニット数及びユニットごとの入居定員（ショートステイ含む）

ユニット数・定員	12ユニット・120名	摘 要
1階 4ユニット 40名	あじさい 10名 さつき 10名 さざんか 10名 すいせん 10名	ご入居にあたっては、契約者の心身の状況により施設において居室を決定させていただきます。 特別養護老人ホームの定員は110名 (ショートステイの定員は10名です。)
2階 4ユニット 40名	ふくじゅそう 10名 ひまわり 10名 いちよう 10名 すみれ 10名	
3階 4ユニット 40名	たんぼぼ 10名 れんげそう 10名 ひなぎく 10名 すずらん 10名	

6. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員配置を設置しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 事務長	1名	1名
3. 生活相談員	3名（内兼務1名）	2名
4. 介護職員	46名（内非常勤4名）	37名
5. 看護職員	4名（内兼務1名）	3名
6. 機能訓練指導員	2名（内兼務1名）	1名
7. 介護支援専門員	2名（内兼務1名）	2名
8. 医師	1名（非常勤・嘱託）	（必要数）
9. 管理栄養士	1名	1名

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を満たしています。

(1) 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。

(2) 事務長

施設長に事故のあるときは、事務長が施設長の職務を代行する。

(3) 生活相談員

入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

入居者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

入居者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) (管理) 栄養士

給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤務体制	人数
施設長	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	1名
事務長	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	1名
生活相談員	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	3名
介護職員	介護早出 7:30~16:30 介護日勤 9:30~18:30 介護遅出 11:45~20:45 介護夜勤 16:30~ 9:30	46名
看護職員	看護日勤① 8:00~17:00 看護日勤 8:30~17:30 看護遅出 10:00~19:00	4名
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	2名
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	2名
医師	毎週火曜日 13:30~15:30	1名
管理栄養士	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	1名

令和4年10月1日現在

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 利用料金が介護保険から給付される場合・ 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、介護保険利用料の7割、8割、又は9割が介護保険から給付されます。

(1) 施設利用対象者

- ①当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護度認定の結果、「要介護度3以上」と認定された方が対象となります。(要介護度1、2の方でも入居できる特例入居もあります。)ただし、入居時において「要介護」の認定を受けておられる入居者であっても、将来要介護状態でなくなった場合には、退居していただくこととなります。
- ②入居契約の締結前に、施設から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、入居者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

(2) 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)

- ①当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。
- ②介護支援専門員は施設サービス計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくは入居者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、入居者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- ⑤同意を得た施設サービス計画に基づいてサービスを提供させていただきます。
- ⑥上記にかかるサービス利用料金は1ヶ月毎(月末締め切り)に計算しお支払いいただきます。

(3) 食事

- ・ 管理栄養士の立てる献立表により、契約者の心身状況、栄養と嗜好を考慮して食事を提供します。
- ・ 契約者の自立支援のため、食事はできるだけ離床して食べていただけるように考慮します。

【食事時間】

朝食 : 8:30～ 昼食 : 12:30～ 夕食 : 18:00～
おやつ : 15:00～

(4) 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週に2回行います。
- ・ 機械浴槽を使用して入浴することができます。

(5) 排泄

- ・ 契約者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。

(6) 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員が契約者の心身の状況に適した計画を立案し、日常生活を営むために必要な機能を改善又は減退を防止するように日常生活の中で援助します。

(7) 離床・着替え・整容等

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。その際、安息タイムを設けるなど、過度の離床にならないように配慮します。
- ・ 生活リズムを考慮し、朝夕着替えを行うように配慮します。
- ・ 定期のリネン交換は週1度行い、汚れ物の交換は随時行います。

(8) 健康管理

- ・ 医師による週1回の受診日を設けて、健康管理に努めます。
- ・ 体調不良などの場合は、適宜受診の手配を行い、緊急時に責任をもって対応します。
- ・ 入院が必要な場合は、協力医療機関に協力していただきます。

(9) 相談・援助

- ・ 当施設は、契約者及び、そのご家族から、契約者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(10) 社会生活上の便宜

- ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活が心豊かで実りのあるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。

【主な娯楽設備】

クラブ活動（書道・絵画・手芸・音楽・映画鑑賞など）

【主なレクリエーション行事予定】

月	年間行事	備考
4月	若葉を眺める会	毎月の行事 ・誕生日会 〔原則第1水曜日 午後3時前後〕
5月	母の日会	
6月	父の日会	
7月	七夕の会	
8月	納涼大会	
9月	敬老の日会	
10月	秋祭り会	
11月	文化発表会	
12月	クリスマス会・もちつき大会	
1月	新年祝賀会	
2月	節分会	
3月	ひな祭り会	

※クラブ活動やレクリエーション行事には、別途実費がかかる場合があります。

サービス利用料金（介護負担割合 1割の方）

（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

○ 基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 214,668円	要介護2 237,096円	要介護3 261,126円	要介護4 283,874円	要介護5 305,982円
2. うち、介護保険から給付される金額	193,201円	213,386円	235,013円	255,486円	275,383円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	21,467円	23,710円	26,113円	28,388円	30,599円

上記金額は30日あたりの費用として計算しています

食事に係る負担額（1日あたり）

第4段階	1,880円
第3段階②	1,360円
第3段階①	650円
第2段階	390円
第1段階	300円

居住費に係る負担額（1日あたり）

第4段階	2,980円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

□ 個別機能訓練加算（Ⅰ）（1日あたり）

1. サービス利用料金	128円	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について生じる加算。
2. 保険から給付される金額	115円	
3. 自己負担額（1-2）	13円	

□ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（1ヶ月あたり）

1. サービス利用料金	213円	個別機能訓練計画の情報等を厚生労働省に提出している場合に生じる加算。
2. 保険から給付される金額	191円	
3. 自己負担額（1-2）	22円	

□ サービス提供体制加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	234 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	210 円	
3.自己負担額（1-2）	24 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅱ 2）（1日あたり）

1.サービス利用料金	192 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を 1 名以上上回って配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	172 円	
3.自己負担額（1-2）	20 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅳ 2）（1日あたり）

1.サービス利用料金	224 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員で喀痰吸引が行える者を 1 名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	201 円	
3.自己負担額（1-2）	23 円	

□ 日常生活継続支援加算（1日あたり）

1.サービス利用料金	491 円	介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が 6 又はその端数を増すことに 1 名以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	441 円	
3.自己負担額（1-2）	50 円	

□ 初期加算（1日あたり）

1.サービス利用料金	320 円	入居日から起算して 30 日以内の期間について生じる加算。
2.保険から給付される金額	288 円	
3.自己負担額（1-2）	32 円	

□ 外泊時費用（1日あたり）

1.サービス利用料金	2,627 円	短期入院または外泊をされた場合、1 ヶ月に 6 日を限度として生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,364 円	
3.自己負担額（1-2）	263 円	

□ 退所前訪問相談援助加算

1.サービス利用料金	4,912 円	退居後のサービス利用等に関して、退居に先立って居宅に訪問し家族等に対しての相談援助を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	4,420 円	
3.自己負担額（1-2）	492 円	

（※入居後早期に相談援助の必要がある場合は 2 回を限度として算定する。）

退所後訪問相談援助加算

1.サービス利用料金	4,912 円	退居後 30 日以内に居宅に訪問し、家族等に相談援助を行った場合、退居後 1 回を限度として生じる加算。
2.保険から給付される金額	4,420 円	
3.自己負担額 (1-2)	492 円	

退所時相談援助加算

1.サービス利用料金	4,272 円	退居時にサービス利用等に関する本人・家族への相談援助を行い、退居から 2 週間以内に情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,844 円	
3.自己負担額 (1-2)	428 円	

退所前連携加算

1.サービス利用料金	5,340 円	退居に先立って利用予定の居宅介護支援事業所に対して情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	4,806 円	
3.自己負担額 (1-2)	534 円	

退所時栄養情報連携加算

1.サービス利用料金	747 円	退居時にサービス利用等に関する本人・家族への相談援助を行い、退居から 2 週間以内に情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	672 円	
3.自己負担額 (1-2)	75 円	

退所時情報提供加算 (1 回のみ)

1.サービス利用料金	2,670 円	医療機関へ退所する入居者等について、退居後の医療機関に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,403 円	
3.自己負担額 (1-2)	267 円	

協力医療機関連携加算 1 (1 月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	961 円	
3.自己負担額 (1-2)	107 円	

協力医療機関連携加算 2 (1 月あたり)

1.サービス利用料金	53 円	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有した場合に生じる加算。1 以外の場合。
2.保険から給付される金額	47 円	
3.自己負担額 (1-2)	6 円	

□ 高齢者施設等感染対策向上加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	協力医療機関との間で感染症に関する連携を行い、適切な対応をとっている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	95 円	
3.自己負担額 (1-2)	11 円	

□ 高齢者施設等感染対策向上加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	53 円	1の要件に加えて3年に1回以上施設で実地指導を受けている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	47 円	
3.自己負担額 (1-2)	6 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	2の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	961 円	
3.自己負担額 (1-2)	107 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	95 円	
3.自己負担額 (1-2)	11 円	

□ 看取り介護加算 (I 1) (1日あたり)

医師が終末期にあると判断した方について、看取り介護を行った場合にご負担いただきます。

1.サービス利用料金	768 円	死亡日以前31日以上45日以下について生じる加算。
2.保険から給付される金額	691 円	
3.自己負担額 (1-2)	77 円	

□ 看取り介護加算 (I 2) (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,537 円	死亡日以前4日以上30日以下について生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,383 円	
3.自己負担額 (1-2)	154 円	

□ 看取り介護加算 (I 3)

1.サービス利用料金	7,262 円	死亡日の前日及び前々日について生じる加算。
2.保険から給付される金額	6,535 円	
3.自己負担額 (1-2)	727 円	

看取り介護加算 (I 4)

1.サービス利用料金	13,670 円	死亡日について生じる加算。
2.保険から給付される金額	12,303 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,367 円	

療養食加算 (1 回あたり)

※食事が不要な場合は前日の正午までにお申し出いただければ、療養食加算は徴収致しません。

1.サービス利用料金	64 円	入居者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	57 円	
3.自己負担額 (1-2)	7 円	

看護体制加算 (I) (1 日あたり)

1.サービス利用料金	42 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	37 円	
3.自己負担額 (1-2)	5 円	

看護体制加算 (II) (1 日あたり)

1.サービス利用料金	85 円	最低基準を1名以上上回って看護職員を配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	76 円	
3.自己負担額 (1-2)	9 円	

経口移行加算 (1 日あたり)

1.サービス利用料金	299 円	経口になる食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	269 円	
3.自己負担額 (1-2)	30 円	

経口維持加算 (I) (1 ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	4,272 円	経口により食事摂取している入居者に対して経口による継続的な食事摂取に向けた栄養管理を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,844 円	
3.自己負担額 (1-2)	428 円	

経口維持加算 (II) (1 ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	当該施設が協力歯科医療機関を定めており、(I)において行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	961 円	
3.自己負担額 (1-2)	107 円	

□ 栄養マネジメント強化加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	117 円	栄養士を一定以上配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、厚生労働省に情報を提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	105 円	
3.自己負担額 (1-2)	12 円	

□ 褥瘡マネジメント加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	32 円	入居者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	28 円	
3.自己負担額 (1-2)	4 円	

□ 排せつ支援加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	95 円	
3.自己負担額 (1-2)	11 円	

□ 再入所時栄養連携加算 (1回あたり)

1.サービス利用料金	2,136 円	入居者が医療機関に入院し、入居時とは大きく異なる栄養管理が必要になり、栄養管理に関する調整を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,922 円	
3.自己負担額 (1-2)	214 円	

□ 新興感染症等施設療養費 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,563 円	新興感染症のパンデミック発生時において、感染した高齢者を施設内で療養した時に生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,306 円	
3.自己負担額 (1-2)	257 円	

□ 科学的介護推進体制加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	427 円	入居者・利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	384 円	
3.自己負担額 (1-2)	43 円	

□ 科学的介護推進体制加算 (II) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	534 円	(I)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	480 円	
3.自己負担額 (1-2)	54 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1.サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2.自己負担額	個人の利用単位数の14%の1割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

□ 安全対策体制加算 (入居時に1回)

1.サービス利用料金	213 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	191 円	
3.自己負担額 (1-2)	22 円	

サービス利用料金（介護負担割合 2割の方）

（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

○ 基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 214,668円	要介護2 237,096円	要介護3 261,126円	要介護4 283,874円	要介護5 305,982円
2. うち、介護保険から給付される金額	171,734円	189,676円	208,900円	227,099円	244,785円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	42,934円	47,420円	52,226円	56,775円	61,197円

上記金額は30日あたりの費用として計算しています

食事に係る負担額（1日あたり）

第4段階	1,880円
第3段階②	1,360円
第3段階①	650円
第2段階	390円
第1段階	300円

居住費に係る負担額（1日あたり）

第4段階	2,980円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

□ 個別機能訓練加算（Ⅰ）（1日あたり）

1. サービス利用料金	128円	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について生じる加算。
2. 保険から給付される金額	102円	
3. 自己負担額（1-2）	26円	

□ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（1ヶ月あたり）

1. サービス利用料金	213円	個別機能訓練計画の情報等を厚生労働省に提出している場合に生じる加算。
2. 保険から給付される金額	170円	
3. 自己負担額（1-2）	43円	

□ サービス提供体制加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	234 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	187 円	
3.自己負担額（1-2）	47 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅱ 2）（1日あたり）

1.サービス利用料金	192 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を 1 名以上上回って配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	153 円	
3.自己負担額（1-2）	39 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅳ 2）（1日あたり）

1.サービス利用料金	224 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員で喀痰吸引が行える者を 1 名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	179 円	
3.自己負担額（1-2）	45 円	

□ 日常生活継続支援加算（1日あたり）

1.サービス利用料金	491 円	介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が 6 又はその端数を増すことに 1 名以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	392 円	
3.自己負担額（1-2）	99 円	

□ 初期加算（1日あたり）

1.サービス利用料金	320 円	入居日から起算して 30 日以内の期間について生じる加算。
2.保険から給付される金額	256 円	
3.自己負担額（1-2）	64 円	

□ 外泊時費用（1日あたり）

1.サービス利用料金	2,627 円	短期入院または外泊をされた場合、1 ヶ月に 6 日を限度として生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,101 円	
3.自己負担額（1-2）	526 円	

□ 退所前訪問相談援助加算

1.サービス利用料金	4,912 円	退居後のサービス利用等に関して、退居に先立って居宅に訪問し家族等に対しての相談援助を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,929 円	
3.自己負担額（1-2）	983 円	

（※入居後早期に相談援助の必要がある場合は 2 回を限度として算定する。）

退所後訪問相談援助加算

1.サービス利用料金	4,912 円	退居後 30 日以内に居宅に訪問し、家族等に相談援助を行った場合、退居後 1 回を限度として生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,929 円	
3.自己負担額 (1-2)	983 円	

退所時相談援助加算

1.サービス利用料金	4,272 円	退居時にサービス利用等に関する本人・家族への相談援助を行い、退居から 2 週間以内に情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,417 円	
3.自己負担額 (1-2)	855 円	

退所前連携加算

1.サービス利用料金	5,340 円	退居に先立って利用予定の居宅介護支援事業所に対して情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	4,272 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,068 円	

退所時栄養情報連携加算

1.サービス利用料金	747 円	退居時にサービス利用等に関する本人・家族への相談援助を行い、退居から 2 週間以内に情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	597 円	
3.自己負担額 (1-2)	150 円	

退所時情報提供加算 (1 回のみ)

1.サービス利用料金	2,670 円	医療機関へ退所する入居者等について、退居後の医療機関に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,136 円	
3.自己負担額 (1-2)	534 円	

協力医療機関連携加算 1 (1 月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	854 円	
3.自己負担額 (1-2)	214 円	

協力医療機関連携加算 2 (1 月あたり)

1.サービス利用料金	53 円	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有した場合に生じる加算。1 以外の場合。
2.保険から給付される金額	42 円	
3.自己負担額 (1-2)	11 円	

高齢者施設等感染対策向上加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	協力医療機関との間で感染症に関する連携を行い、適切な対応をとっている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	84 円	
3.自己負担額 (1-2)	22 円	

高齢者施設等感染対策向上加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	53 円	1の要件に加えて3年に1回以上施設で実地指導を受けている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	42 円	
3.自己負担額 (1-2)	11 円	

生産性向上推進体制加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	2の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	854 円	
3.自己負担額 (1-2)	214 円	

生産性向上推進体制加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	84 円	
3.自己負担額 (1-2)	22 円	

看取り介護加算 (I 1) (1日あたり)

医師が終末期にあると判断した方について、看取り介護を行った場合にご負担いただきます。

1.サービス利用料金	768 円	死亡日以前31日以上45日以下について生じる加算。
2.保険から給付される金額	614 円	
3.自己負担額 (1-2)	154 円	

看取り介護加算 (I 2) (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,537 円	死亡日以前4日以上30日以下について生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,229 円	
3.自己負担額 (1-2)	308 円	

看取り介護加算 (I 3)

1.サービス利用料金	7,262 円	死亡日の前日及び前々日について生じる加算。
2.保険から給付される金額	5,809 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,453 円	

看取り介護加算 (I 4)

1.サービス利用料金	13,670 円	死亡日について生じる加算。
2.保険から給付される金額	10,936 円	
3.自己負担額 (1-2)	2,734 円	

療養食加算 (1 回あたり)

※食事が不要な場合は前日の正午までにお申し出いただければ、療養食加算は徴収致しません。

1.サービス利用料金	64 円	入居者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	51 円	
3.自己負担額 (1-2)	13 円	

看護体制加算 (I) (1 日あたり)

1.サービス利用料金	42 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	33 円	
3.自己負担額 (1-2)	9 円	

看護体制加算 (II) (1 日あたり)

1.サービス利用料金	85 円	最低基準を1名以上上回って看護職員を配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	68 円	
3.自己負担額 (1-2)	17 円	

経口移行加算 (1 日あたり)

1.サービス利用料金	299 円	経口になる食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	239 円	
3.自己負担額 (1-2)	60 円	

経口維持加算 (I) (1 ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	4,272 円	経口により食事摂取している入居者に対して経口による継続的な食事摂取に向けた栄養管理を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,417 円	
3.自己負担額 (1-2)	855 円	

経口維持加算 (II) (1 ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	当該施設が協力歯科医療機関を定めており、(I)において行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	854 円	
3.自己負担額 (1-2)	214 円	

□ 栄養マネジメント強化加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	117 円	栄養士を一定以上配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、厚生労働省に情報を提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	93 円	
3.自己負担額 (1-2)	24 円	

□ 褥瘡マネジメント加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	32 円	入居者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	25 円	
3.自己負担額 (1-2)	7 円	

□ 排せつ支援加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	84 円	
3.自己負担額 (1-2)	22 円	

□ 再入所時栄養連携加算 (1回あたり)

1.サービス利用料金	2,136 円	入居者が医療機関に入院し、入居時とは大きく異なる栄養管理が必要になり、栄養管理に関する調整を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,708 円	
3.自己負担額 (1-2)	428 円	

□ 新興感染症等施設療養費 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,563 円	新興感染症のパンデミック発生時において、感染した高齢者を施設内で療養した時に生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,050 円	
3.自己負担額 (1-2)	513 円	

□ 科学的介護推進体制加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	427 円	入居者・利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	341 円	
3.自己負担額 (1-2)	86 円	

□ 科学的介護推進体制加算 (II) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	534 円	(I)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	427 円	
3.自己負担額 (1-2)	107 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1.サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2.自己負担額	個人の利用単位数の14%の2割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

□ 安全対策体制加算 (入居時に1回)

1.サービス利用料金	213 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	170 円	
3.自己負担額 (1-2)	43 円	

サービス利用料金（介護負担割合 3割の方）

（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

○ 基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 214,668円	要介護2 237,096円	要介護3 261,126円	要介護4 283,874円	要介護5 305,982円
2. うち、介護保険から給付される金額	150,267円	165,967円	182,788円	198,711円	214,187円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	64,401円	71,129円	78,338円	85,163円	91,795円

上記金額は30日あたりの費用として計算しています

食事に係る負担額（1日あたり）

第4段階	1,880円
第3段階②	1,360円
第3段階①	650円
第2段階	390円
第1段階	300円

居住費に係る負担額（1日あたり）

第4段階	2,980円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

□ 個別機能訓練加算（Ⅰ）（1日あたり）

1. サービス利用料金	128円	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について生じる加算。
2. 保険から給付される金額	89円	
3. 自己負担額（1-2）	39円	

□ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（1ヶ月あたり）

1. サービス利用料金	213円	個別機能訓練計画の情報等を厚生労働省に提出している場合に生じる加算。
2. 保険から給付される金額	149円	
3. 自己負担額（1-2）	64円	

□ サービス提供体制加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	234 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	163 円	
3.自己負担額（1-2）	71 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅱ 2）（1日あたり）

1.サービス利用料金	192 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を 1 名以上上回って配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	134 円	
3.自己負担額（1-2）	58 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅳ 2）（1日あたり）

1.サービス利用料金	224 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員で喀痰吸引が行える者を 1 名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	156 円	
3.自己負担額（1-2）	68 円	

□ 日常生活継続支援加算（1日あたり）

1.サービス利用料金	491 円	介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が 6 又はその端数を増すことに 1 名以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	343 円	
3.自己負担額（1-2）	148 円	

□ 初期加算（1日あたり）

1.サービス利用料金	320 円	入居日から起算して 30 日以内の期間について生じる加算。
2.保険から給付される金額	224 円	
3.自己負担額（1-2）	96 円	

□ 外泊時費用（1日あたり）

1.サービス利用料金	2,627 円	短期入院または外泊をされた場合、1 ヶ月に 6 日を限度として生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,838 円	
3.自己負担額（1-2）	789 円	

□ 退所前訪問相談援助加算

1.サービス利用料金	4,912 円	退居後のサービス利用等に関して、退居に先立って居宅に訪問し家族等に対しての相談援助を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,438 円	
3.自己負担額（1-2）	1,474 円	

（※入居後早期に相談援助の必要がある場合は 2 回を限度として算定する。）

退所後訪問相談援助加算

1.サービス利用料金	4,912 円	退居後 30 日以内に居宅に訪問し、家族等に相談援助を行った場合、退居後 1 回を限度として生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,438 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,474 円	

退所時相談援助加算

1.サービス利用料金	4,272 円	退居時にサービス利用等に関する本人・家族への相談援助を行い、退居から 2 週間以内に情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,990 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,282 円	

退所前連携加算

1.サービス利用料金	5,340 円	退居に先立って利用予定の居宅介護支援事業所に対して情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	3,738 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,602 円	

退所時栄養情報連携加算

1.サービス利用料金	747 円	退居時にサービス利用等に関する本人・家族への相談援助を行い、退居から 2 週間以内に情報提供を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	522 円	
3.自己負担額 (1-2)	225 円	

退所時情報提供加算 (1 回のみ)

1.サービス利用料金	2,670 円	医療機関へ退所する入居者等について、退居後の医療機関に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,869 円	
3.自己負担額 (1-2)	801 円	

協力医療機関連携加算 1 (1 月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	747 円	
3.自己負担額 (1-2)	321 円	

協力医療機関連携加算 2 (1 月あたり)

1.サービス利用料金	53 円	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有した場合に生じる加算。1 以外の場合。
2.保険から給付される金額	37 円	
3.自己負担額 (1-2)	16 円	

高齢者施設等感染対策向上加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	協力医療機関との間で感染症に関する連携を行い、適切な対応をとっている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	74 円	
3.自己負担額 (1-2)	32 円	

高齢者施設等感染対策向上加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	53 円	1の要件に加えて3年に1回以上施設で実地指導を受けている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	37 円	
3.自己負担額 (1-2)	16 円	

生産性向上推進体制加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	2の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	747 円	
3.自己負担額 (1-2)	321 円	

生産性向上推進体制加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	74 円	
3.自己負担額 (1-2)	32 円	

看取り介護加算 (I 1) (1日あたり)

医師が終末期にあると判断した方について、看取り介護を行った場合にご負担いただきます。

1.サービス利用料金	768 円	死亡日以前31日以上45日以下について生じる加算。
2.保険から給付される金額	537 円	
3.自己負担額 (1-2)	231 円	

看取り介護加算 (I 2) (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,537 円	死亡日以前4日以上30日以下について生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,075 円	
3.自己負担額 (1-2)	462 円	

看取り介護加算 (I 3)

1.サービス利用料金	7,262 円	死亡日の前日及び前々日について生じる加算。
2.保険から給付される金額	5,083 円	
3.自己負担額 (1-2)	2,179 円	

看取り介護加算 (I 4)

1.サービス利用料金	13,670 円	死亡日について生じる加算。
2.保険から給付される金額	9,569 円	
3.自己負担額 (1-2)	4,101 円	

療養食加算 (1回あたり)

※食事が不要な場合は前日の正午までにお申し出いただければ、療養食加算は徴収致しません。

1.サービス利用料金	64 円	入居者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	44 円	
3.自己負担額 (1-2)	20 円	

看護体制加算 (I) (1日あたり)

1.サービス利用料金	42 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	29 円	
3.自己負担額 (1-2)	13 円	

看護体制加算 (II) (1日あたり)

1.サービス利用料金	85 円	最低基準を1名以上上回って看護職員を配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	59 円	
3.自己負担額 (1-2)	26 円	

経口移行加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	299 円	経口になる食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	209 円	
3.自己負担額 (1-2)	90 円	

経口維持加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	4,272 円	経口により食事摂取している入居者に対して経口による継続的な食事摂取に向けた栄養管理を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	2,990 円	
3.自己負担額 (1-2)	1,282 円	

経口維持加算 (II) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	1,068 円	当該施設が協力歯科医療機関を定めており、(I)において行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	747 円	
3.自己負担額 (1-2)	321 円	

□ 栄養マネジメント強化加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	117 円	栄養士を一定以上配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、厚生労働省に情報を提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	81 円	
3.自己負担額 (1-2)	36 円	

□ 褥瘡マネジメント加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	32 円	入居者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	22 円	
3.自己負担額 (1-2)	10 円	

□ 排せつ支援加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	106 円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	74 円	
3.自己負担額 (1-2)	32 円	

□ 再入所時栄養連携加算 (1回あたり)

1.サービス利用料金	2,136 円	入居者が医療機関に入院し、入居時とは大きく異なる栄養管理が必要になり、栄養管理に関する調整を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,495 円	
3.自己負担額 (1-2)	641 円	

□ 新興感染症等施設療養費 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,563 円	新興感染症のパンデミック発生時において、感染した高齢者を施設内で療養した時に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,794 円	
3.自己負担額 (1-2)	769 円	

□ 科学的介護推進体制加算 (I) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	427 円	入居者・利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	298 円	
3.自己負担額 (1-2)	129 円	

□ 科学的介護推進体制加算 (II) (1ヶ月あたり)

1.サービス利用料金	534 円	(I)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	373 円	
3.自己負担額 (1-2)	161 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1.サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2.自己負担額	個人の利用単位数の14%の3割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

□ 安全対策体制加算 (入居時に1回)

1.サービス利用料金	213 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	149 円	
3.自己負担額 (1-2)	64 円	

介護保険の給付対象とならないサービス

(契約書第4条・第6条参照)

以下のサービスは、利用料の全額が契約者の負担となります。

1. 居住費	6. 複写物の交付
2. 食事代	7. 持ち込み備品の電気代
3. 貴重品の管理	8. テレビリース代
4. 理美容代	9. 文化的な生活援助費
5. クリーニング代	

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前又は事後に変更の内容と変更する理由についてご説明します。
(別表、その他の利用費参照)

- ・ 入院又は外泊中のベッドを短期に使用する場合は、入居の居住費の額は該当短期入居の利用者から、徴収します。
- ・ 3ヶ月以内の入院及び外泊の場合でも居住費を徴収いたします。

利用料金の支払い方法

(契約書第6条参照)

前記の料金・費用は、1ヶ月ごと(月末締め)に計算し、翌月15日頃に請求書を送付します。サービス利用月の翌月28日に、ご指定いただきました口座から引き落としさせていただきます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)尚、現金でのお支払いは受け付けておりません。

支払い方法は、銀行、郵便局、信用金庫、農協等の口座より、りそな銀行のりそなネットサービスによって引き落としをさせていただきます。(サービス利用月の翌月28日、但し28日が休日の場合は翌営業日)

つきましては、りそなネットサービスの契約を行って頂くために初期費用66円(口座確認料他)と引落1回につき、引き落とし手数料143円のご負担をお願い致します。

※引き落としが出来なかった場合には、当施設までご持参頂くこととなります。尚、手数料については、消費税込みの料金となっています。

入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団幸泉会 高田上谷病院
所在地	西宮市山口町上山口4丁目26-14

② 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団六心会 恒生病院
所在地	神戸市北区道場町日下部1788番地

③ 協力病院

医療機関の名称	一般財団法人仁明会 仁明会病院
所在地	西宮市甲山町53番地20

④ 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団甲北会 甲北病院
所在地	神戸市北区有野中町1丁目18番36号

⑤ 協力歯科病院

医療機関の名称	広川歯科医院
所在地	西宮市門戸荘17-50 ハイッ宝隆 2階

8. サービス提供における施設の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- (3) 非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、年2回定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。
- (4) 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (5) 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- (6) 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但しご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (7) 施設及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
但し、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、入居者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者の同意を得て行います。
- (8) 重要事項に記載の内容が変更された場合、変更事項についての文書及びその同意書を郵送し同意確認を行います。

9. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限
入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
刃物・危険物・その他施設が持ち込みを認めないもの。
(例：タンス・鏡台などの家具類など)
- (2) 持ち込み許可の品物
個人が使用する化粧品、乳液等のスキンケア用品、ハンガー、洗面用具等の日用品の持ち込みは許可致します。但し、誤飲の恐れのあるご利用者ご注意ください。

尚、指輪・メガネなどの装飾品や義歯・補聴器などの貴重品及び医療品は自己管理をお願いします。但し、自己管理が難しい場合はご家族の保管をお願い致します。

(※破損、紛失など当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。)

(3) 面会

来訪者は、必ずその都度、事務室窓口の面会カードに必要事項をご記入下さい。

なお、来訪される場合、生ものの持ち込みはご遠慮下さい。

(※生ものを食べたことによる事故に対して当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。)

面会時間は原則として8時30分から21時となっております。

(4) 外出・外泊 (契約書第23条参照)

外出、外泊をされる場合は、3日前までにお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(5) 食事

食事が不要な場合は、前日の正午までに申し出下さい。前日の正午までに申し出があった場合には、9ページ(サービス利用料金表記載参照)に定める「食事に係る標準負担額」は徴収いたしません。但し、1食分でも召し上がった場合は1日分を請求させていただきます。

(6) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第10条・11条参照)

○居室及び共用スペースをその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

○施設内で他のご入居者、ご家族、施設職員、その他関係者に暴言、暴力等の行為を行った場合は、退居して頂く場合があります。

(7) 禁煙 (契約書第11条参照)

施設内では全面的に禁煙になっております。

(8) 禁酒 (契約書第11条参照)

施設内では原則禁酒になっております。

(9) 車いすの貸与及び販売先のご紹介

当施設は車いすをご用意致しておりますが、持ち回りで貸与させて頂いております。専用の車いすが必要な方には購入できる販売先をご紹介しますのでその際はお申し出ください。

(10) 洗濯物

下着、パジャマ、ガウン、普段着等の衣類には、必ず油性マジックでお名前をお書きください。尚、綿100%等の衣類の洗濯は縮む場合があることをご了承ください。

毛糸、絹など縮む恐れのある衣類や靴などはご家族様でお願い致します。

(11) 服用されるお薬類

当施設指定の薬局に処方箋をお出し下さい。

入居者の皆様に分包してお飲み頂く為に、細心の注意を払っております。

どうかご協力の程よろしくお願い致します。

(12) 病院への送迎

医療機関への受診・入退院はご家族でお願い致します。

緊急の場合、当施設より協力病院等へお送り致します。

10. その他の施設ご利用に際して

当施設は、万全の体制を持ってサービス提供させていただきます。しかしながら、予期せぬ不測の事態が起こる可能性は否めません。この点をご理解をお願いいたします。もちろんそのような事態が起きましても出来る限りの対応はさせていただきます。

11. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）（契約書第 15 条参照）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退居していただくことになります。

<input type="checkbox"/> 要介護認定により契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
<input type="checkbox"/> 事業所が解散した場合、またはやむを得ない事由により、当施設を閉鎖した場合
<input type="checkbox"/> 施設の過失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
<input type="checkbox"/> 契約者からの退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
<input type="checkbox"/> 事業者からの退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) 契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16・17 条参照）

契約の期間中であっても、契約者から当施設へ退居を申し出ることができます。

その場合には、退居の希望する 7 日前に解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

<input type="checkbox"/> 介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できない場合
<input type="checkbox"/> 契約者が入院された場合
<input type="checkbox"/> 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
<input type="checkbox"/> 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を認められる場合
<input type="checkbox"/> 他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

(2) 事業者の申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただきます。なお、1 ヶ月以上前に理由を通知致します。

<input type="checkbox"/> 契約者が、契約締結時のその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
<input type="checkbox"/> 契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月延滞し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合
<input type="checkbox"/> 契約者が、故意または、重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
<input type="checkbox"/> 契約者が、連続した 3 ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
<input type="checkbox"/> 契約者が、介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設及び介護医療院に入院した場合

12. 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書 20 条参照）

(1) 当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

○検査入院等、6 日以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料をご負担いただきます。

○7 日以上 3 ヶ月以内の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時の施設の受入準備が整っていない時は、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用していただく場合があります。

また、居室を入院中も確保される場合は居住費（1 日あたり）2,980 円を負担して頂きます。

○3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約解除となります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

○入院中、利用されている居室を、短期入所生活介護（ショートステイ）の居室として利用することに同意された入居者は、居室内の荷物を一旦整理させていただき、居室をショートステイ利用者の方に使用させていただきます。その際は何日から何日までショートステイ利用者の居室として利用させて頂いたかをお知らせ致します。ショート利用者の方が利用された日数分の居住費は負担していただく必要はございません。ショートステイの利用終了後、荷物を居室内に戻します。但し、ショートステイ利用期間以外での入院中の居住費はご負担頂きます。

(2) 円滑な退居のための援助（契約書 19 条参照）

契約者が当施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

○ 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介

○ 居宅介護支援事業者の紹介

○ その他の保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

契約者が、退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助に係わる費用として、（介護保険から給付される）費用の一部をご負担いただきます。

13. 看取り介護について

回復の見込みが無く、終末期の状態であると医師が医学的に判断したご入居者に対して、必要以上の延命治療を行わず、苦痛の緩和と精神的な支えを中心にして施設で最期を迎えられるよう、下記のとおり援助を行います。

- ・ 嘱託医の協力のもと、各職員はご入居者の尊厳と権利を守ることに充分配慮しながら介護にあたります。
- ・ 医師・看護師・生活相談員・介護支援専門員・介護職員・管理栄養士等が協働で看取り介護に関する計画書を作成し提示します。必要に応じてケアプランの見直しやカンファレンスを行い、ご家族様と密な連絡を取ります。

- ・看取り介護中であっても身体的な苦痛を伴ったりご家族様が希望される場合は、中止して病院へ入院していただくことがあります。
- ・施設には常勤医師の配置はなく、夜間は看護師も不在ですが、緊急時の対応については介護職員が緊急連絡体制に基づき 24 時間看護師との連絡体制が確保されています。
- ・死亡時は嘱託医が死亡確認を行います。日中医師が職務中など直ちに施設に来れない場合もあります。その際はお待ちいただくこともあります。
- ・看取り介護については入居の際に簡単に説明させていただきますが、終末期に入ったと判断された時点で再度ご家族様に説明させていただきます。その上で内容をご確認の上、同意書を頂きます。

14. 契約終了後居室を明け渡さない場合（契約書第 21 条第 2 項参照）

本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る下記費用を事業者を支払うものとします。

1 日あたり 2,500 円

15. 身元引受人（契約書第 22 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

- (1) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、入居者のお世話をされてきた家族や親族が望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (2) 身元引受人は、入居者の利用料等の経済的債務については、契約者と連帯して、その責務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりでなく、入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退居後のご契約者の受け入れ先を確保するなど責任を負うこととなります。
- (3) 入居者が入居中に死亡された場合においては、その遺体や身の回りの日常生活用品（貴重品は除外です）の引き取り等についても、身元引受人が責任を負うこととなります。
財産として施設が預かっている物並びに現金や貯金通帳や有価証券その他高価品などは日常生活用品には含まれず、相続手続きに従ってその処理を行うこととなります。
また、入居者が死亡されていない場合でも入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の日常生活用品を入居者自身が引き取れない場合は、身元引受人にこれを引き取っていただくこととなります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (4) 身元引受人が死亡もしくは破産宣告を受けた場合には、施設は、あらたな身元引受人を立てていただくために、入居者にご協力をお願いする場合があります。
- (5) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

16. 事故発生時の対応

- (1) 施設は、契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者である市町村、契約者の御家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (3) 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供により、施設の責めに帰すべき事由による契約者に生じた損害については、賠償する責任を速やかに行います。
- (4) 前項にかかわらず、契約者の立ち上がりや歩行による転倒等、日常的に行う動作等の事故により損害が発生した場合、又、契約者の急激な体調の変化、事業者の実施するサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合など、契約者の故意又は過失に起因する事故、あるいは施設の責めに帰すべき事由のない事故に起因する損害については、施設は責任を負いません。
- (5) 当施設は、損害保険に加入しております。その内容については、お問い合わせいただければ提示致します。

17. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情相談窓口

苦情解決責任者 施設長 北嶋 勇志
苦情受付担当者 事務長及び生活相談員・介護支援専門員
(施設内に掲示)
受付電話番号 TEL 078 - 907 - 1165

○ 受付時間 毎日（随時）

また、苦情・相談受付ボックスを 1 階事務室カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

西宮市役所	所在地 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
	TEL 0798-35-3082
	受付 健康福祉局福祉総括室法人指導課
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番地 1 - 1801 号センタープラザ
	TEL 078-332-5617
	受付 苦情相談係

○その他の利用費

項 目	内 容	利用料金
1. 居住費	居住費には、居室及びユニット内の電気・水道・ガスの使用料金が含まれています。	2,980 円／日 (第 4 段階) 96,900 円／30 日
2. 食事代		1,880 円／日 (第 4 段階) 52,500 円／30 日
3. 貴重品の管理 (預かり金管理含む)	貴重品管理サービスをご利用いただけます。 ・お預かりするもの 預金通帳、印鑑等 ○ 保管責任者：施設長 ○ 出納方法 ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管責任者に提出いただきます。 ・保管責任者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ・保管責任者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。	1,500 円／月
4. 理美容代	提携している業者が行う理容・美容サービスです。	業者が設定する額
5. クリーニング代	特別な衣類（縮むものは持ち込めません）	実費相当額
6. 複写物の交付	複写に必要な費用です。	10 円／枚
7. 持ち込み備品の電気代	電気毛布、電気カーペット、電気あんか、こたつ、加湿器、テレビ、ラジオ、その他	1 種類につき 20 円／日
8. テレビリース代	テレビリース使用料	100 円／日 3,000 円／30 日
9. 文化的生活援助費	コーヒーなどの飲み物代やレクリエーション費、ユニット毎の活動費、水分補給用のゼリー代、ご家族様の行事用のお弁当代、その他としてご負担いただきます。	500 円／日 15,000 円／30 日 (※P.40 の同意書に全ての同意であれば)
<p>経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前又は事後に変更の内容と変更する事由についてご説明します。</p>		

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム セントポーリア愛の郷

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住 所

氏 名

印

署名代行者 住 所
(契約者の家族)

氏 名

印

契約者との続柄 ()

身元引受人 住 所

氏 名

印

契約者との続柄 ()

電話番号 () - FAX () -